

ニセコ町 議会だより

No. **169**

発行 ニセコ町議会
編集 議会だより編集委員会
平成29年6月1日



ニセコ町では、毎年5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」としています。少し早い4月25日、町内の団体や自治体からボランティア70人が集まり、町内各地域に分かれゴミを拾いました。雪解けにより現れた大小のゴミは、軽トラック3台分にもなりました。この時期、各町内会でもゴミ拾いや草刈りなどがおこなわれています。

3月定例会・5月臨時会

- ▶ 平成29年度各会計予算可決
..... 2～3
- ▶ 行政報告から 3
- ▶ 予算特別委員会での質疑から .. 4～5

- ▶ 一般質問 6～21
- ▶ 定例会・臨時会審議結果 22～25
- ▶ 議会日誌・編集後記 26



▲「わからないことは、どんどん聞いてね！」ニセコ小学校 1 日入学から

一般会計43億 1 千万円

近藤小学校改修、子ども医療費の支給年齢拡充、火葬場改修、 引き続き道路や橋梁、上下水道設備の計画的な補修を行う

平成29年第 1 回定例会は、3 月 7 日に開会し、3 月 16 日に閉会しました。

町から提案があったのは監査委員の選任 1 件、契約締結 1 件、指定管理者の指定 2 件、条例の新設 1 件、改正 5 件、補正予算 2 件、平成29年度各会計予算 6 件、広域事業の規約変更の同意、専決処分した補正予算各 1 件の承認で、20 案件すべてを承認、可決しました。議員提案は、発議 1 件と意見書案 1 件で、発議は否決、意見書案は可決しました。

また、5 月 12 日、第 2 回臨時会を開会し、会期を 1 日と定めて同日閉会しました。

町から提案があったのは、報告 2 件、条例の専決処分の承認 2 件、補正予算の専決処分 1 件、条例改正 2 件、補正予算 1 件で、8 案件すべてを承認、可決しました。

單位：萬元、%

会 計		29年度予算額	28年度予算額		増減比較			
					当初予算比		現計予算比	
一 般 会 計		431,000	423,000	466,312	8,000	1.9	△ 35,312	△ 7.6
特別会計	国民健康保険事業	24,660	25,930	26,858	△ 1,270	△ 4.9	△ 2,198	△ 8.2
	後期高齢者医療	5,130	5,130	5,130	0	0.0	0	0.0
	簡易水道事業	15,940	28,640	29,724	△ 12,700	△ 44.3	△ 13,784	△ 46.4
	公共下水道事業	23,610	21,360	21,366	2,250	10.5	2,244	10.5
	農業集落排水事業	570	600	600	△ 30	△ 5.0	△ 30	△ 5.0
	合 計	500,910	504,660	549,990	△ 3,750	△ 0.7	△ 49,080	△ 8.9
羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署		16,922	16,770	16,807	152	0.9	115	0.7

28年度予算現計C欄は、平成29年3月16日時点での予算額です。(28年4月から29年3月までの増減をしたもの)
※予算の詳細は、5月に配布済みの「もっと知りたいことしの仕事」をご覧ください。

平成29年度予算は、予算特別委員会で審査

平成29年度当初予算は、全議員で構成する予算特別委員会に付託されました。

特別委員会は、３月８日に正副委員長の互選を行い、委員長に三谷典久議員、副委員長に篠原正男議員を選出しています。審査は、13日と14日、款ごとあるいは歳入または歳出ごと等に区分し、慎重に審査行いました。

審査結果は、平成29年度一般会計予算等全6会計を原案のとおり可決すべきものとししました。

3月16日の本会議採決では、全会一致で委員会の審査結果のとおり決しています。

行政報告から
片山町長

◎冬季オリンピック・

パラリンピック札幌
招致期成会臨時総会

2月1日、札幌市で開催された臨時総会で特別顧問として二セコ町長、倶知安町長が追加された。

せていくことにしてお
り、ニセコ町はアルペ
ン競技スキーの会場に
なるということで最終
調整がなされているの
で、今後この招致活
動に取り組んでいく。

◎熊本地震と鳥取県中

部地震被災地支援

平成28年4月14日に発生した熊本地震、同年10月21日に発生した鳥取県中部地方を中心とする地震で、二セコ町と交流のある市町村が甚大な被害を受けている。このため、さきに議決いただいた予算の範囲から、次の自治体へ義援金・寄付金を送っている。

支援先（交流内容）

・日本赤十字社

・熊本市（水資源保全）

全国自治体連絡会

・熊本県益城町（震源）

◎広域停電の発生

1月5日午後8時11分から8時44分まで、町内の広範囲で停電があった。

情報収集等しているが、今後はこうした大規模な停電等についてもラジオニセコの割り込み放送等を活用し、広く住民の皆様的狀況をお知らせすることにしてい

被災地視察・人道的支援)

・熊本県小国町（環境）

政策自治体連携事業

・大分県由布院観光協会（職員相互交流）

・鳥取県北栄町（環境政策自治体連携事業）

予算特別委員会での質疑から（一部抜粋・要点）

●FM事業運営経費増額の理由は 青羽雄士委員

ラジオニセコに対し、町からのお知らせ放送分を委託業務として科目替えし、運営費も総額で増額した。理由は。

山本企画環境課長

これまで補助金で支出してきたが、町の行政情報放送分は委託業務にすることで地方交付税の交付対象費用に該当するので区分した。4人体制とする人件費増が主な増額。

●小中学校の新1年生に対する就学援助金を、入学前などの早い時期に支給できないか

篠原正男委員

小中学校に入学する新1年生はかばんや上靴、中学校では制服など、準備のための出費が大きい。就学援助の周知や審査判定を早く行い、支給を早く行えないか。管内でも対応している自治体がある。

加藤学校教育課長

援助が必要な家庭の把握やその後の手続きなどは、学校と連携しながら行っている。この連携を重視したい。また、現在の教育委員会の職員体制では、一連の事務を早く手掛けることは難しい。

菊地教育長

内部で可能性を協議したい

●外国語指導助手の今後の活用方法は

篠原正男委員

ニセコ高校に配属の外国語指導助手（ALT）が、教育委員会の配属に変わる。活動内容も変わるのか。

加藤学校教育課長

ALTの活用方法を見直した。席はニセコ高校におくが、幼児セ

ンターや小学校に出向いて、英語指導にあたる。

●観光コンテンツ創出事業とは 青羽雄士委員

観光コンテンツとしての「星空」は、道内どこでも見ることができるのでは。審議会等で選んだのか、理由は。

前原商工観光課長

ニセコフェスティバルなどを通じ地域の魅力を開発してきた。アンヌプリ地区では個々の宿泊施設が星空紹介を行って好評だったことから、観光戦略会議で図って、アンヌプリ地区全体に広げたい。

木下裕三委員

アンヌプリゴンドラの夜間運行は行うのか。

前原商工観光課長

ゴンドラは観光圏の事業ではないが、1000m台地にあるウッドデッキの老朽改修の要望があった。

●観光看板の設置場所は

篠原正男委員

観光看板の設置場所は、昨年度、財源がなく中止した場所と同じか。今年度は財源がなくても行うのか。

前原商工観光課長

道道2か所で、近藤地区の真狩方面からと、曽我地区の倶知安方面からに対応する案内看板。

片山町長

昨年、曽我地区の看板が設置できなかったことは、私の監督が不十分だった。しっかり指導したい。

●DMO推進事業の委託先は

木下裕三委員

DMO事業の委託先や内容は決まっているか。

前原商工観光課長

委託先は未定だが、観光協会に対して、マーケティングや企画ができる会社から人材派遣してもらう人件費分の予算。DMOの組織づくりを委託する事業ではない。

高橋守委員

観光協会を株式会社化した目的は地元を客と呼ぶことで、まさにDMOの組織化というべきものだが、うまく進んでいない。これをきちんと検証し、観光協会にも気付けてほしい。町もきちんと対応してほしい。

前原商工観光課長

内部でもよく協議した。議会の指摘を踏まえていく。

林副町長

退職する事務局長は、体制づくりを直してくれた。これをベースに、新たな人材投入でテコ入れしていく。

DMO（ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）観光施設、自然、食、文化など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことで、観光客の目線でニセコへ来訪する意味を、感覚ではなく調査に基づいて追求し、地域には観光客の来訪による効果を最大化することを計る組織。

●橋りょうでの大規模改修の必要性は

浜本和彦委員

必要な数や事業費は。

黒瀧建設課長

平成25年度に行った目視点検で10の橋が5段階でレベル3の判定。これら10橋は平成28年度の点検を基に、さらに検討し改修計画をたてる。

●特別養護老人ホーム施設建設基本構想とは

高橋守委員・篠原正男委員

特別養護老人ホーム（ニセコハイツ）は、施設改修のほかどのような計画を立てるのか。経営形態も変えるのか。

折内保健福祉課長

ニセコハイツは、町の老人福祉の核となる施設で、建物老朽改修のほか経営改善など、施設のあり方を含む全般の計画を立てる。

●成年後見制度の相談窓口は地元で対応できないのか

篠原正男委員

成年後見制度の相談窓口を京極町社会福祉協議会に3年間委託するというが、地元での対応はできないのか。

折内保健福祉課長

ニセコ町社会福祉協議会で対応できる人員の準備をしてきたが、その職員の退職により、新たに採用する職員を教育して対応できるようにしていくため、時間が必要。

成年後見制度 精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）で判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをし、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。家族がいない場合は、町が裁判所への手続きを代わって行うこともできる。

●敬老会記念品増額の内容は

青羽雄士委員

敬老会の記念品代を増額したが、内容は。

折内保健福祉課長

昨年、敬老会に参加できない人に何か配慮が必要ではないかと提

案いただいた。敬老会に関するアンケートも行った結果、これまでどおり敬老会を実施するほか、欠席者には敬老を祝うささやかな記念品を贈ることで予算化した。詳細等は今後検討。

●グループホームの運営支援はいつまで継続するのか

青羽雄士委員

グループホームは満床で空きがないのに今年度も支援を継続する、理由は。

折内保健福祉課長

昨年度から満床で、黒字化も予想されたが、入所者の介護度により、介護報酬の収入があまり多くないことや、介護職員はベテランが多いことで当初の見込みよりも人件費が多いため。

篠原正男委員

ある程度の支援の目途や期限が必要ではないか。

折内保健福祉課長

今後も施設と協議して健全経営につとめてもらう。

林副町長

入所者の動きが少ない施設だが、新たな入所者ができた場合は、制度改正に対応して介護度の高い人になるなど、改善していく。

●集落支援員、地域おこし協力隊が増員になる。配属先等は

木下裕三委員

集落支援員と地域おこし協力隊、それぞれどのような仕事を行っているのか。企画担当の支援員は、どのような活動内容か。

山本企画環境課長

集落支援員は、地域に詳しい人で地域に関することを担当する。地元や近郊の在住者。地域おこし協力隊は、農業や林業、観光に関

することを担当している。都市部から来て、将来の移住の基盤づくりも含めて活動。企画担当支援員は、ローカルスマート交通や旧宮田小学校の今後の利活用などを調査提案してもらう。

新井正治委員

今年の増員数や配属先の予定は。

山本企画環境課長

集落支援員は、新たに2人増員し、中央倉庫群と有島記念館に配属。現在、中央倉庫群に配属の協力隊は、別部門に異動。協力隊は5人の増員予定に採用が2人で、観光協会と農政課に配属する。

●町のHP（ホームページ）を改修するが、保守料を含め費用は適切か。古い情報の更新は誰が行うのか

木下裕三委員

町のHPの改修費委託の内容は。保守料も必要なのか。

山本企画環境課長

費用は、HPが老朽化してきたので見直して改修する分と、自動翻訳機能やインターネット用サーバーの利用料も含んでいる。保守料は現在のHPの分で、新しいHP分は平成30年度から。

篠原正男委員

HPの見やすさも大事だが、情報更新が遅いところもある。情報担当者を活用して改善できないか。

山本企画環境課長

現在のHPは検索性が悪いので、これを改善する。情報の更新はこれまで同様、各担当課にまかせるが、体制づくりを含めてよく検討する。

一般質問

3月7日から10日間の日程で開催した平成29年第1回二セコ町議会定例会では、8名の議員から15件の一般質問が提出されました。内容を要約しておりますので、詳細については会議録をご覧ください。



猪狩 一郎議員 ・農業の将来展望について

P7



竹内 正貴議員 ・非常勤特別職の報酬について

P8



斉藤うめ子議員 ・教育委員会とはなにか
・二セコ町の子どもたちの生活実態調査について
・「ご当地ナンバー」の導入について

P9～11



新井 正治議員 ・雪崩死亡事故と二セコルールについて

P12



篠原 正男議員 ・雪崩事故について
・役場庁舎建設と町財政運営について
・地域公共交通最適化の検討について

P13～15



木下 裕三議員 ・学童保育の日曜・祝日の利用
・日本版DMOについて

P16～17



浜本 和彦議員 ・財政について

P18



三谷 典久議員 ・マイナンバー制度について
・フッ化物洗口について
・行政報告で議会に報告された情報は町民に提供されているか

P.19～21



農業就業人口の減少に歯止め戦略を



支援体制の構築を図り、持続可能な農業の確立を目指す



猪狩議員

ニセコ町の人口は微増しているが、残念ながら農業就業人口は減少傾向に歯止めがかかっていない状況だ。この現状を打開するには、中長期的かつ総合的な戦略が大変重要だと思う。ニセコ町としてのビジョン、方向性、具体的な方策を伺う。



片山町長

日本農業を取り巻く情勢は、米国のTPP離脱や米国との2国間協議の開始等によって極めて不透明なものとなり、本町の農業にも多大な影響が及ぶものと予想されている。こ

のような状況のもと、日本の農業就業人口は減る一方で、平成28年には200万人を下回り、65歳以上の高齢農業就業率が65・2%を占めている。本町の農業就業人口も平成27年度には356人となり、前回調査よりも6・3%減少している状況だ。

本町においては他に先駆けて、平成8年に「ニセコ町農業担い手育成に関する条例」を制定、農業者育成資金・新規就農資金・青年研修制度資金の各事業を実施しており、これまで延58件、約5246万円を支援してきた。近年、その成果が徐々に実り、多くの担い手

がニセコ町に戻り就農している。

ている。

将来の農業就業人口の低下に対し、本町では平成26年度に新たなニセコ町農業振興計画を策定し、「農村環境の保全と持続可能なニセコ農業を築く」をテーマに6つの基本方針を掲げ、国営緊急農地再編整備事業の推進、YES！クリーン農業の推進、土づくり対策等の取組みを推進している。本年度は6次産業化・地産地消を推進するための市町村戦略プランの策定、都市農村交流の推進、酒米の産地化の向上等、ニセコ農産物のブランド化に向けた取り組みを進め

また、国の支援を最大限に活用できるよう関係機関との連携をはかり、農業者の経営基盤の強化に向けて、機械整備等により営農環境の整備に力を注いでいる。将来にわたって、農業者が町内で安定的に農産物の生産・加工などに取り組めるよう、支援体制の構築を図り、持続可能なニセコ農業の確立をめざしていきたい。



猪狩議員

グリーンパートナー制度においては、近年カップル成立が増えていく反面、参加率が悪い、積極性が足りない

という問題もある。昔でいう世話人に代わるようなものがあればと思う。

また、農業者は冬期間にはスキー場や観光地、除雪で活躍しており、農業者不足はそういった人員不足にも影響してくる。それから、ニセコにはせっかく農業高校があるのに、卒業生が定着していないという現状もある。後継者のいない農家もあるので、外部から人を受け入れることができればいいと思う。ハウスを利用した施設園芸などは小さい規模でもできる。町長の所見は。



福村農政課長

グリーンパートナー制度の前段として、昭和47年から後継者結婚推進委員会の委員が結婚に至るまでのお世話をしていたが、時代とともにプライバシーの部分で厳しくなり、推

進委員が直接関与することが難しくなってきた。それで、昭和63年にグリーンパートナー制度をつくり、婚活イベントを行うような仕組みに変えていったという経過がある。女性の参加者は随時30人から40人の希望者があり、どちらかというと男性の参加者が少ない。今後の進め方については、ご結婚されたOBの皆さんから意見をいただきながら、対策を練っていききたい。

労働力不足については、昨今農業分野で著しくなってきた。観光業など様々な労働力を農業にも活用しようということ、振興局では「しりべし」「まち・ひと・しごと」マッチングプラン“という事業を進めているが、技術的な問題や外国人などと言葉の問題など、様々な課題がある。数十年前には労働力不足



修学旅行の産業体験を受け入れている農家にて

が深刻化が予想されるので、こういった事業を通して、課題を整理しながら、国にも働きかけ、労働力不足解消の方法を検討していきたい。

また、新規就農については、これまで国の方でも青年就農給付金等、新規就農対策を行ってきた。年間150万円の支援が5年間、準備期間を入れると8年間受けることができるが、就農資金支援を受けた後に財政的に困

窮する部分があり、本町としても新規就農者ができるだけ早く自立できるように、リスク

管理を含め話し合いをし、計画をたてながら営農対策を行っている。

A 片山町長

本町が国営事業に手を挙げたときから、15名の後継者が帰ってこられた。これだけ帰ってきている町は全国的にも珍しい。後継者、担い手の皆さんが次のステージにいけるよう

に町としても努力していききたい。

Q 猪狩議員

道の駅の中長期的な戦略は。

A 片山町長

国土交通省の重点道の駅に選ばれた二セコビュープラザを地方創生の拠点づくりとして利用していく。また、社会資本整備交付金制度を導入し施設整備を行いたい。

Q その他の非常勤特別職の報酬見直しが必要

A 平成30年度に向けて検討していききたい

Q 竹内議員

昨年12月、特別職員と一般職職員の手当の見直しが提案・可決され、今定例会では地域おこし協力隊隊員や集落支援員の報酬見直し案が提案されている。その他の非常勤特別職（監査委員・教育委員会委員・農業委員会委員・社会福祉委員など）の報酬見直しも必要ではないかと考えるが、町長の所見は。

Q 竹内議員

費用弁償についても考えるべきと思うが、町長の考えは。

A 片山町長

費用弁償については、これまでの行政改革のなかでできるだけ費用をかけずにということもあって、相当慎重な議論がされて現在に至っている。費用弁償については、全体的な財政バランスや自治体のおかれている状況を調

A 片山町長

平成28年10月現在においては、本町の非常勤特別職の報酬は後志管内の平均的な金額と考えている。しかし、





教育委員の選任と紹介、活動の公開性について



地方教育行政の組織及び運営に関する法律と関係法令に基づき、適正に行っている



齊藤議員

町民の方々から「教育委員」にはどんな人がなり、どんな考え方を持っているのか、いつ、どこで会議が開催され、参加（傍聴）はできるのか、町民と意見交換する場はあるのかという声が聞かれるが、町長・教育長に伺う。



片山町長

教育委員には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条により、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の



菊地教育長

ちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する制度で教育長に関して同様である。教育委員会議の開催は地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令に基づき傍聴可能な会議で定例会他適時適切に招集・開催している。



齊藤議員

町民との意見交換の場に関しては教育長がまちづくり懇談会や各種会合に参加し、教育委員は有識者として教育行事、各種委員会、まちづくり町民講座を通じてテーマや分野に応じて参加者と意見交換を行っている。



片山町長

等は公開されていない。教育委員会議等はホームページで公開しているというが、他に方法はないのか。教育長は教育行政報告で会議の内容について公表しているとしていますが、個々の委員の意見・発言の公開と、教育委員会独自で町民との意見交換の場を設ける必要はないのか。



加藤学校教育課長



菊地教育長

の代表である教育委員会がこれまで同様教育行政全般を司り決定する流れを大事にして行きたい。

教育委員会議開催の告知方法は、役場庁舎掲示板とホームページ以外の方法は考えていない。会議は傍聴可能な会議である。現在ホームページでは、町長が主宰する総合教育会議の議事録を公開しているが、委員会議の議事録は公開していない。

教育委員会議の内容は新制度になり、会議の透明化が求められている折りでもあり、議事録公開については今後検討して行きたい。教育委員も住民との意見交換を現在工夫している。



齊藤議員



片山町長

教育委員会ニュースを年に1〜2度発行してはどうか。また教育委員はボランティアなのか報酬をもらっているのかという問いがある。もらっているならいくらなのか町民は関心がある。

教育委員の報酬は条例上決定しており、それに基づき適正な支払をしている。



Q ニセコ町の子どもの生活実態調査をする 考えはあるか

A 実態調査を行う考えはない

Q 齊藤議員

道は昨年10月・11月に「北海道子ども生活実態調査」を行い、今年2月に速報値を発表。目的は子どもの貧困対策を効果的に推進するため、子どもの世帯の経済状況と生活環境、学校・家庭での過ごし方を具体的に把握すること。全国の各自治体で独自の子どもの貧困対策の取り組みが始まっている。

A 片山町長

ニセコ町の子どもの数は2月末現在817人、世帯数は3月8日現在465世帯、生活保護世帯の子どもの数は10人未満。子どもの生活実態調査実施は現在行う予定はない。理由は基礎となる数値は個人の所得を調査することになり、所得額の回答には個人の同意が必要。ニセコ町内だけでは標本数がなく、統計調査は分析しにくいと考えている。

A 菊地教育長

今年度要保護・準用保護児童生徒就学援助費支給件数は35世帯、

Q 齊藤議員

対象児童生徒数56人。就学援助率は16%。子どもの貧困対策に関して、国・自治体、国民が納得でき得ることに国全体で取り組むものと受け止めている。教育委員会は就学援助制度の運用を今後も適切に行うて行きたい。家庭の経済的状況の把握を主としたような実態調査を行う考えはない。

Q 齊藤議員

北海道の子ども生活実態調査は札幌市の調査を基に北大と連携して同じ調査を行っている。この調査は無記名式で所得に関する個人情報調査には当たらない。後志管内では岩内町、蘭越町が調査対象になっている。各自自治体の子どもの実態が把握されなければ対応策も解決策も出てこないと思う。機械的に書類審査だけで就学援助を行っているだけで良いのか。この465世帯に道が行った同じ実態調査を実施するだけで良いと思う。ぜひ実態調査を実施していただきたい。

Q 齊藤議員

また町長は2016年6月8日に発足した「子どもの未来を応援する首長連合」に参加しているが、全国の参加市区町村数と実際に子どもの貧困対策にどのような取組を行っているか。

A 片山町長

教育長に何うが、就学援助を受けている児童生徒と受けていない子どもの間に学力差が生じているか。

A 菊地教育長

生に大きな影響があると発表がされている。その具現化として木育、外遊びの効果を研修している。長岡では防災センターを幼稚園・保育所へ転用した例がある。

A 折内保健福祉課長

昨年発足した「子どもの未来を応援する首長連合」に161市町村が参加している。

Q 齊藤議員

町長はこの実態調査に消極的で毎回強固に反対しているが、自治体によって抱えている

問題は違ってくるので
本当に子どもたちの
個々の状況を把握する
ためにアンケート調査
は絶対に必要ではない
かと考える。

A 片山町長

強固に反対している
わけではない。アンケ
ート調査の結果、それ
を行政がどう活用し対
応するのか具体的に
見えてこない。行政が
各家庭のプライバシーに
立ち入るようなことが
できるのか、具体的に
道筋が理解できない。



Q

ご当地ナンバーの導入について

A 現状では導入は困難と考える

Q

齊藤議員

現在自動車のナンバ
ープレートに表示され
ている地域名は管轄し
ている運輸支局や自動
車検査登録事務所の名
称を表示している。国
土交通省自動車交通局
は2004年11月から
新たな地域名表示の導
入要綱を定めた。国内
には新たに導入した地
域が30か所ある。ニセ
コ町は小さいながらも
国際都市としてご当地
ナンバー「ニセコ」の
導入は地域振興・観光
振興に大きな効果が期
待できると思うが見解
は。

A

片山町長

基準の中で、原則単
独ではなく複数の市町
村であること。登録台
数が10万台を超えるこ
との条件がある。ニセ
コ町約4500台、倶
知安町約1万3000
台、蘭越町4600台、
合計2万2100台程
度。現状では導入は困
難と考える。

Q

齊藤議員

ニセコ町がネックと
なっているのは車の台
数のみ。この要綱も要
望によって変わる可能
性は十分あると考える。
特例として本州以外で
一か所、奄美がある。
奄美の村田さんという

A

阿部総務課長

奄美の例は基準の10
万台には達しなかった
が、対象車輛は8万台
強ある。離島という地
理的条件が考慮され例
外的措置で認められて
いる。

A

片山町長

これは広域でやらな
ければ進まない話。名
前には地域の思いがあ
り、広域で共有してい
るわけではない。現状
では相当ハードルが高
いと思う。



Q

ニセコルール主旨は事故防止であることを明確にするべき

A

事業者等関係者と地道な啓発活動を推し進めていく

Q

新井議員

冬のニセコエリアは良質な雪とスキー場コース外滑走の自由を指して各国から多くの観光客が来る。しかしニセコルールを理解せず、立ち入りを規制するロープをくぐる人が増えている。この状況が続けば再び事故が起こり、結果的にルールを守る人たちのコース外滑走の自由を奪うことになる。先日完全立入禁止エリアでルール違反者による雪崩死亡事故が起きた。これらの件に関して、町長の考え方を伺う。

A

片山町長

はじめに、先日雪崩事故で亡くなられた方とご家族に心からお悔やみを申し上げたい。雪崩事故の悲惨さはこれまで雪崩捜索にかかわってきた多くの知るところだ。その悲惨さを知る者が多いからこそニセコルールが作られた。ルールを役立たせるには利用者がルールを理解し尊重して用心することが重要で、そのため町では引き続きスキー場を初め、関係機関と連携しながら地道な啓発活動を推し進めていきたい。特に地元関係者にニセコルールへの理解と遵守に

Q

新井議員

ついでに積極的な働きかけを強化したい。

実際に事故に携わる現場ではルールを軽視する一部の人たちの意識を変えさせることが重要ではないかと考えている。そのため住民や事業者に対して雪崩と事故について今以上の関心を持たせるよう具体的な働きかけを強めるべきと思う。ルールの主旨は事故の防止であることをあらためて明確にするべきではないか。

A

前原商工観光課長

具体的には動いていない状況だ。ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の開催を議会終了後早急に開くことで調整している。事業者を含め関係機関であらためてこの問題について踏み込んだ議論をしていきたい。

Q

新井議員

かなり重大な事故だがなぜ直後に協議会等を招集できなかったのか。また国内外の報道への対応についてはニセコに來る観光客にも影響が及ぶのではないか。

A

片山町長

すぐニセコアンヌプリなだれ事故防止対策協議会を臨時に開くべきでなかったかという趣旨の質問と思うが、我々はこれまでも淡々として完全立入禁止区域には入ってはいけないということに注意してきたし、今後もそれを続ける。今後の会議の議論は次のステージで何をすべきかを議論することだ。

ニセコではニセコルールができる以前に11名が死亡するという悲しい事故が起きているが、15年間にわたってニセコルールをみんなで守り育ててきたことは、ニセコのパウダーの魅力として今日の発展につながっている。当時は事故のたびにスキー場の管理責任や役場の責任など、管理側の責任ばかりがマスコミ等で流され、本人の

A

前原商工観光課長

過失については一切問わないというのが日本の流れだった。その中で滑走の自由を認めるかわりに自己責任で完全立入禁止区域外の滑走の自由を認め、ゲートを設け、堂々と入れる仕組みをつくった。ニセコルールはこの点で世界でもまれなルールだと思う。今回は残念ながら“春の滝”が完全立入禁止だとわかつている方がグループで入ったと聞いている。それは大変残念なことで、特にガイド、あるいは指導する立場のある人への啓発は、今後も様々な場で繰り返し進めていかなければならない。国内の新聞報道等については全て情報収集しているが、海外のものについては情報把握が十分ではない。



雪崩対策への行政の積極的な対応が必要



これまでの二セコルールが次に持続する展開を支援したい



篠原議員

雪崩死亡事故の所見と今後の対策について、町長に伺う。



片山町長

二セコルールの運用は、外国人が増えてい

る中でルールを守らない人が増えつつあるという声も聞いている。この二セコルールがスタートした時点においては、日本初の類を見ない仕組みであり、全国から多くの批判を受けた。特にルールを守らない人、あえて無視する人もおり、これまで長年にわたるスキーパトロールの皆さん、スキー場関係者など多

くの事故防止を願う方々の地道な啓発努力により理解を広めてきた。

二セコでは地元有志を中心に、雪崩事故を

なくすため、二セコ雪崩ミーティングなどの話し合いが25年ほど前から行われている。さまざまな議論、実践の

もと、二セコ雪崩調査所の新谷暁生所長などの献身的なご尽力により、15年以上かけて現在の形にたどり着いた。

二セコルールは、二セコにおいて大変有効な方法だと考えている。

しかし、残念ながら昨今の事故を見ていると、地元のガイドなどが関わっているものが見受けられる。先ほど

の新井議員への答弁でも述べたが、来訪者への情報提供はもとより、スキーやボードによるガイド事業者などに対しても、さらに理解と

遵守が進むよう関係各所と連携をして取り組みを強化していきたいと考えている。

二セコルールは、二セコにおいて大変有効な方法だと考えている。

しかし、残念ながら昨今の事故を見ていると、地元のガイドなどが関わっているものが見受けられる。先ほど

二セコルールは、二セコにおいて大変有効な方法だと考えている。

しかし、残念ながら昨今の事故を見ていると、地元のガイドなどが関わっているものが見受けられる。先ほど

二セコルールは、二セコにおいて大変有効な方法だと考えている。

しかし、残念ながら昨今の事故を見ていると、地元のガイドなどが関わっているものが見受けられる。先ほど

二セコルールは、二セコにおいて大変有効な方法だと考えている。



篠原議員

今回の事故の影響をどのように考えているか。



片山町長

今回の事故報道が様々な伝われ方をされていることは遺憾であり、二セコルールの仕組みを肅々と周知したい。

山岳遭難同様、自から



篠原議員

の責任で入ることは排除できず、ロープやネットを張り、パトロール監視の強化で完全立入禁止区域の周知徹底以外ない。今回の事故によって、私たちが築いてきた、この仕組み自体が崩壊することはない。

ガイド事業者へのモラル遵守と安全施設の整備等の働きかけが求められる。特に財源に

目的税（入湯税等）を充て、雪崩事故対策に

対し行政として積極的にかかわるべきと考え

るが、町長の所見は。



片山町長

特に生業としている方がルール違反をしているのは本当にショックだ。事業者の一部にルールを守らなくてよいという方がいることに

などの批判だった。当時の町長が弁護士や大学の先生方を訪問し、学問上正しいか否かの確認の上、当時の町長が全責任は私が持つから、引き続き情報を出すとの大号令があり、今日各スキー場が雪崩情報を動かしていた、だいていという大変長い歴史がある。

当初は役場から各スキー場への情報を発することには多くの批判があった。雪崩調査所からいただいたフアクスを商工観光課という名前で各スキー場に流し続けていた時、行政として責任が取れるか

先程の目的税の提案も含め、行政としてしっかり対応するという事については、私も全くそのとおりと思っているので、関係町と連携をとって二セコルールが次に持続するよう展開をしていきたい。



Q 役場庁舎・防災センターの建設と 今後の財政運営の見通しは

A 国の支援制度活用と安定的財政運営に努める

Q 篠原議員

防災センターを備えた役場庁舎建設事業へと動き出した経緯と、今後の財政運営について所見を伺う。

A 片山町長

これまで役場庁舎再整備基本構想を策定し、国の動向を注視してきたが、昨年末、国が非耐震役場庁舎建替への起債交付税措置制度（平成29〜32年）を公表したため、検討を具体化する機会と判断した。一定条件での試算結果は、事業費20億円（役場庁舎15億円、防災センター5億円）とし

た場合の国の財源措置が7億8千6百万円（新たな役場建て替え分3億7千3百万円）で、一般財源負担は15億3千5百万円。返済の影響は単年度ベース年5千万円で、事業完了後6年目から25年間継続を予定している。

財政への影響は、実

質公債費比率及び将来負担比率それぞれ2・2%、60・4%。平成27年度決算ベースで単純加算すると、公債比率16・0%、将来負担比率127・2%となり、国の制約を受ける基準（公債比率18%、将来負担比率350%以上）は下回る。本庁舎分事業費の1

Q 篠原議員

割相当を目安に基金を積み立て（1億4千万円）、地方債残高や公債費の適正管理等を実施する。また、自主財の確保や財政の自立性を高める取り組みを進めたい。

A 片山町長

相当額の負担が生じると考えるが、次の世代に負担（借金）を残さないことも大切ではないか。

災害時の役場機能の喪失は、災害対応や復興など町民にとって大きな不利益が生じ、国

Q 篠原議員

の支援制度を利用しないことは、行政の不作为責任を逆に問われると考える。また、後世により財産を引き継ぐことができ、起債を借りること自体は未来への投資と考える。

A 片山町長

予算編成時の歳入歳出額の乖離や国の財政経済動向が不透明な状態での財政運営は不安を残すが、町長の所見は。

財政シミュレーションは毎年度事業の一定額を見込み試算してお

り、これまでも国等の収入を積極的に取り入れ、余剰分を貯金してきた。住民の付託に応えられる基盤整備をしつかりやっていきたい。



福島県国見町役場庁舎
震災前（上左）
震災直後（半壊）の庁舎内（上右）
新庁舎（下）



Q

地域交通の見直しと早急な交通弱者対策を

A

積極的な意見聴取に努め、デマンドバス改善は今秋までに方向性をだす

Q

篠原議員

地域公共交通最適化検討作業を委託し、作業を進められているが、交通弱者と言われる高齢者や身体に障害を持つ方々への対策をどのように進めているか。

A

片山町長

ローカルスマート交通構築支援事業は地方創生推進交付金の採択を受け、①地域住民の定住環境の向上と利便性の向上、②観光客の周遊性の向上による地域経済循環の強化を目的とし、3力年の事業として進めている。平成28年度は、本町の地域公共交通の現状と課

題を体系的に整理した上で、今後の検討、対応の方向性をロードマップとして取りまとめる調査を進めているところだ。

平成29年度以降は、ロードマップをもとに既存の交通手段の状況や新たに交通手段を導入する際の議論、合意

の場である地域公共交通活性化協議会などにおいて、対応方法を具体化する検討に着手する予定だ。本協議会やまちづくり町民講座、まちづくり懇談会等の場を利用して、高齢の方や障害のある方の意見の収集、反映に努めながら、地域住民や観光客のニーズに配慮

した今後の対応を検討したい。

Q

篠原議員

作業を進めていく上で、町民特に交通弱者と言われる方々の声を聴取し、反映させる具体策はあるか。

A

山本商工観光課長

例えばバスを1路線増やすなどについては、ニセコ町地域公共交通活性化協議会を開き、合意形成が必要と法律上なっている。この協議会の構成員に高齢者団体の代表の方や身体に障害のある方の団体の方が入っているので、少なくともまずそこで

はきつちりと意見収集はできると考えている。その他、まちづくり町民講座などの機会を利用して、町民の意見収集をしたいと考えている。

デマンドバス、路線バス、周遊バスの一部運行を含め、基本的に全て網羅したい。交通関係の専門家にも入っていたら、新幹線建設を見据え、倶知安・比羅夫・昆布温泉やニセコ町を結ぶ全体像を広く見渡し、速やかに行わなくてはならない対策と、将来の交通全体を見た二次、三次交通対策の2本立てをし

A

片山町長

デマンドバス、路線バス、周遊バスの一部運行を含め、基本的に全て網羅したい。交通関係の専門家にも入っていたら、新幹線建設を見据え、倶知安・比羅夫・昆布温泉やニセコ町を結ぶ全体像を広く見渡し、速やかに行わなくてはならない対策と、将来の交通全体を見た二次、三次交通対策の2本立てをし

Q

篠原議員

つまり整理し、議論を積み上げていきたい。

交通弱者への対応は早急に行う必要がある。個別に具体的な意見を聞き、担当課以外の福祉や教育などの部署と連携して進める考えはあるか。

A

片山町長

デマンドバスについて

て多くの意見をいただいているが、例えばデマンドバスを増やすか又は別の仕組みをつくるかは、この秋までには方向を出したい。横断的組織としての政策会議を通じ、全員の議論の中で熟度を上げた。また適宜、町民の皆さんとの懇談会等も行いたいと考えている。



ニセコユニテッドシャトル（冬期周遊バス）

Q 日曜・祝日の「ニセコ子ども館」における 学童保育利用の実現を

A 現状を踏まえ検討していききたい

Q 木下議員

現在、日曜日や祝日に子供を預かってもらえる場所がないため、

平日のパート等で甘んじている方や就業を諦めている方にとって、

「ニセコ子ども館」での学童保育の日曜・祝日利用は、正社員等で就業できるチャンスが生まれる。今回の検討開始に至ったその経緯を伺う。

A 片山町長

学童保育の日曜・祝日の開所の要望については、2月20日開催された小さな子どもを持つお母さん方との「まちづくり懇談会」、そして

て2月23日にニセコ町幼児センターで行われた「保護者懇談会」において意見として出された。

現在の「ニセコ子ども館」は、月曜日から土曜日まで開館しており、長期休暇や学校の休日、土曜日は午前7時30分から午後6時30分まで、11時間の開館時間の中で児童を受け入れている。「ニセコ子ども館」の休日利用、もしくは開館には、指導員や補助員の休日の確保と出勤シフトの課題、定員に達している現状など、多くの課題を解決する必要がある。リゾート地として、休日に子どもを預けられ

Q 木下議員

る場所については、検討が必要ではないかと考えている。

今、ニセコへの観光客は年々伸びており、それに伴って観光施設も増加、拡大して、夏冬問わず人手不足が生じている。また、週末や祝日は最も人手を必要とする。

2回行われた懇談会の中で、保護者から意見が出てきたということだが、日曜や祝日に学童の利用ができないということは、働かなくても働けない、稼がたくても稼げないと、正社員になる道が閉ざされることになる。

A

折内保健福祉課長

自治創生の話の中に、「稼ぐ力を強化することとは地域づくりに欠かせない」とあった。今回の利用に関しては、ぜひ早急に検討を進めてもらいたい。この実現に向けて課題や問題点等があれば伺う。

現在、日曜、祝日以外

の土曜日を含めて開館をしており、現定員は60名。支援員、補助員は不足していたが、4月より新たに採用し、開所している。

現場とも話したが、現状のままで日曜日に開所すると、休みが無くなるなどの諸問題が生じ、万全な体制で子どもを受け入れることができないので、新たに支援員、補助員等を雇い、ローテーションを組むなど、いろいろな方法を検討していきたい。

Q 木下議員

道内で、学童保育の



ニセコ子ども館にて。皆でおやつをいただきます

A

折内保健福祉課長

日曜・祝日の利用を行っている町村を把握していれば教えて欲しい。

手持ちの資料がないので、後日、報告させていただきます。



ニセコの観光協会はDMOを目指せるのか

A 体制を確立してDMOへ進化して欲しい

Q 木下議員

平成29年度、ニセコ町で体制づくりを予定している日本版DMOとは具体的にどのようなものか。また、既に全国で123件が観光庁に登録されているが、このタイミングで取り組む理由は何か。

A 片山町長

DMOは、地域にある観光資源に精通し、地域と共同して観光地域づくりを行う法人のこと。データを用いて観光客の嗜好や地域での経済効果を最大化する施策を企画し、地域関係者が中心となって関係機関と調整しながら

ら観光客を呼び込もうというもの。

市場が大きく変化している昨今、国の大きな政策の柱であるDMOへの取り組みが遅れると、ニセコが取り残されることも予想される。ニセコリゾート観光協会は旧来の観光協会とは違い、DMOに大変近い役割を担ってきた。同観光協会に不足する機能を補完し、いち早く体制づくりに取り組むことがニセコ町並びにニセコエリアの将来に資するものと考えている。



木下議員

観光圏で連携している蘭越町や倶知安町と

の地域連携DMOではない理由は何か。

今回のDMOを含め、国の施策にかなり流されているようだが、町長の所見を伺う。

A 前原商工観光課長

連携している倶知安町、蘭越町、本町それ

ぞれの地域において熟度が異なる。ニセコリゾート観光協会には既にベースができていますのでエントリーをするが、今後は各町の動向が進んだ中で、地域連携DMOについても検討していくべきと考えている。



ニセコビュープラザ観光案内所・売店

A 片山町長

国の政策を利用して、地域の価値を上げていきたいと考えている。同観光協会自体はまさにDMOであり、一つのモデルとしてニセコから発信できればいいと考えている。

Q 木下議員

日本版DMOのモデルの一つとして先行していたニセコリゾート観光協会だが、全国にDMOが多く設立し、どんどん追い越されている。DMOの役割は観光地域マーケティングを挙げている。今回マーケティングを担える人材を確保するということが、どのように募集する予定か。

A 前原商工観光課長

マーケティング人材は専門の知識が必要なので、そういう知見のある人材を雇用している企業から派遣してもらおうと考えている。

事務局長退任については、当初の予定では3月頃ということだったが、新任に引き継ぎをした後にという申し入れがあった。

観光協会の屋台骨が緩むことが無いように、できる限りの支援をし、観光協会は前向きな取り組みを進めて、DMOのさらなる進化をしてみたい。

A 林副町長

マーケティング人材については現在募集にあたっている。交付税を受ける条件として、資本金1億円以上の企業からの派遣を受けることが条件となる。



町の財政運営の基本的な考えは



行政の効率性と財政の自立性を高めていく



浜本議員

健全で持続可能な財政運営が不可欠だが、住民要望の実現化や今後も続く大型工事等を踏まえ、今後の財政運営の基本的な考えを伺う。



片山町長

国と地方の財政は、地方財政制度により一体的なものとなっている。本町の一般会計歳入予算の構成割合では、地方交付税が約45%を占めているが、国の動向により地方交付税総額が圧縮された場合、地方の財政運営は深刻な影響を受けることとなる。過去、小泉政権下で、地方財政ショックと呼ばれる急激な地方財

政の切り詰めが行われたことも十数年前のことで、まだ記憶に新しい。

現在の状況は、当時と比べれば比較的安定しているが、国においてはトップランナー方式の導入にみられるように、地方

分権、地方自治に逆行する取り組みが進められるなど、地方財政の長期的な見通しは極めて困難な状況だ。近年、基金を積み立てる傾向が強まっているのも、地方財政の将来見通しが極めて不明確なことによる反動だと考えている。

しかしながら、国の各種委員会等において、地方自治体の基金残高の伸びが地方交付税削減の大きな理由となりつつある

ことも現実だ。本町においては、目的税や使用料、土地の有効利用などにより自主財源の確保を図り、より一層行政の効率性を高めること、財政の自立性を高めていくことが必要だ。

また、維持管理経費においては、適正な維持管理による公共施設などの予算を計上し、大規模改修を減少させるなど、単に歳出を切り詰めるだけではなく、財政バランスと緊急度、国の交付金等の活用等の優先度合など、ハード・ソフト両面での地域への必要な投資事業を継続することが大事だと考えている。

このような考えのもとで、子育て環境の充実を

図り、地域経済の循環を高め、優良な投資を呼び込むなど、二セコ町の暮らしやすさ、二セコ町の魅力をさらに向上させていきたい。



浜本議員

公債費（借金）は確実に返済されているが、基



片山町長

金も減ってきている。このままでいくと、何年後には基金がなくなるのではないかと。今後、大型事業がいろいろ入ってくるし、突発的なもの（インフラ関係）もでてくるかもしれない。今後の財政見通しをどのように考えているか。我々を含む町民に、むしろ5年間のシミュレーションを示してほしい。

私が町長に就任した平成20年末の基金残高は13億6000万円で、現在は14億4900万円に増加している。今後も一定程度の基金は持ちつつ有効に活用しながら、費消しないで積むという財政運営が必要と考えている。

また、年間の元利償還金（借金返済）については、ピーク時の平成18年度11億4100万円から漸減していき、今年度は8億9700万円まで減っている。地方債の金額



も大幅に減っている。今後、庁舎建設、防災センター建設、国営事業の償還金を考えた最高返済額になるのが平成36年の7億3400万円なので、いろいろな事業をやらせていたのだが、今よりは財政を圧迫する元利償還金の割合は少なくなる。このような数値を出す時の基準となる標準財政規模は、人口増と税収増によって大きくなるので、公債費率は今後下がっていくと考えている。





住民税の特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載すべきでない

A 法定受託事務は適切に遂行するのが自治体の役割

事故で個人番号が漏れれば、従来の漏えい事故よりも深刻な事故になる。そのため、簡易書留にすれば料金がさらかかる。

ニセコ町はこの通知書への個人番号の記載

はやめる、あるいは注釈を入れるべきではないか。以下3点、再質問する。

①通知書への個人番号の記載は義務か。

②通知書にマイナンバーを記載しない自治体に法的罰則はあるか。

ニセコ町の特別徴収事務の処理上、通知書に個人番号を記載する必要があるか。

A 芳賀税務課長

①通知書の様式は、地方税法に規定された記載事項の個人番号欄の削除、不記載等は認められない。

A 佐藤総務課参事

②自治体に法的な罰則



三谷議員

ニセコ町まちづくり基本条例第9条に「町は個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない」とある。このことから、特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載すべきではないと考えている。

総務省は全国商工団体連合会とのヒアリングで、番号を記載しない自治体に地方税法上の罰則規定はないと明言しており、記載しないことに何ら問題はない。どの程度のセキュリティがなされているかわからない事業者



三谷議員

①ニセコ町のマイナンバー制度の現況について。

②住民税の特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することが問題になっている。住民税の特別徴収税額決定通知書とは何か。特別徴収事業者（事業所）のマイナンバーに対するセキュリティ対策はどの程度行われているか。

③住民税の特別徴収税額決定通知書（以下通知書と略）に個人番号を記載することをニセコ町としてどう考えるか。



片山町長・芳賀税務課長

①通知カードは平成27年10月の制度開始から平成28年12月までに、5371人分を世帯ごとに2821通送付し、マイナンバーカードは

本年3月8日現在までに322枚を交付した。

②個人町道民税は特別徴収による納入が原則で、特別徴収義務者（事業者）が給与から預かり納入する。個人町

民税の通知書は、町が事業者に毎月の納税額等を通知する文書で、地方税法に規定されている。

事業者のセキュリティに関する調査は特に



三谷議員

この通知書には事業者用と納税義務者用があり、納税義務書用は本人に直接でなく事業

行っていないが、番号

法第12条により、事業者は個人番号の適切な

管理のために必要な措置を講ずることとされている。番号法に違反

する行為等に対しては、番号法に基づく罰則が適用される。

③事業者と町との間で正確な個人番号が共有

され、個人町道民税の手続きを通じ、番号法

が目的とする公平、公正な課税や事務の効率

化につながるものと期待している。



三谷議員

この通知書には事業者用と納税義務者用があり、納税義務書用は本人に直接でなく事業

所を経て交付される。

今回、総務省が自治体に対し事業所に送る通知書に個人番号を記載

するよう指示している。これは従業員、事業者、自治体それぞれに

問題が生じる。事業者（会社）に個人番号の提供を望まない従業員に

とって、行政から事業者に従業員の個人番号

が入った通知がいくことは、他者が個人番号

を第三者に提供することになる。従業員の利益に反し、権利を侵害

する。事業者の問題は、適切な管理のため必要な措置を講じるにはお

金がかかり、漏えいした場合責任も大きい。

自治体の問題は、郵便

に送りつけること自体も問題だと思う。

A 片山町長

国はトップランナー方式により自治体が国の基準どおりやっているか、全く違うことをやればペナルティーを課すことはこれまでも行われ、実際に交付税上の措置にもなっている。国あつての中で地方自治の規定があり今日まである。マイナンバー制度は法定受託事務であり、国の方針にのっとり、適切に事務を遂行するのが自治体の役割ではないかと認識している。したがって、二セコ町まちづくり基本条例第9条に違反するとは考えていない。三谷議員がセキユリティーを含め危惧をされることは十分理解するが、ご理解いただきたい。



Q 「飲んだらいけない」を保護者に説明しているが

A ご指摘を十分に受けながら、保護者への説明を一層丁寧にし、実施していきたい

Q 三谷議員

①フッ化物洗口を実施するか否かの判断材料となる情報を保護者にどのように提供しているか。
②洗口の使用薬剤オラブリスの情報をどのようにに伝えているか。

A 菊地教育長

①現在、4歳児17名、5歳児5名、合計22名が実施している。毎年3月の3歳児クラス懇談会の説明会で、町保健師と幼児センター職員がフッ化物洗口の効果、使用洗口液やフッ化物洗口実施方法等を説明する。あくまで任意で、希望により行う旨を説

明。

②オラブリスは顆粒状では劇薬だが、薄めることで虫歯予防の効果がある。オラブリスの説明書を希望者に渡し、周知・判断をしてもらう。今後とも安全、安心に十分配慮して実施していく。

Q 三谷議員

「安全、安心に配慮して実施する」ということは安全性を確保しなければいけない理由があるわけで、その理由を説明しているか。先程の答弁の中でそれが明瞭になっているか。オラブリスの説明書は本来全員に配布し、その内容をきちんと説明

すべきではないか。

A 酒井幼児センター長

一応、安全であり、飲んでしまってもそんなに害はないことと、安全のため必ず練習を行っている。今年度も1か月の予定を2か月練習し、飲み込まない状況を見て、本実施に移行した。

A 折内保健福祉課長

オラブリスの説明書を全員になぜ配らないかということだが、クラス懇談会でフッ化物洗口の仕方を説明し、顆粒のままでは劇薬であることを伝えている。

会場にチラシ等を置き、必要であれば持つていけるよう措置をしている。

Q 三谷議員

オラブリスの説明書に「飲み込んだらいけない」とあり、それが安全性の問題ではないか。それを説明しなければいけない。だから説明書は全員に配り、説明すべきだ。「飲んでしまっても害はない」は、もう少し認識と勉強を新たにしていたいただきたい。

A 酒井幼児センター長

誤飲しても大丈夫というのではなく、フ

ッ化洗口後の口の中に残ったフッ化物の量は、普通にお茶を2杯ぐらい飲んだときに残るフッ化物の残量と変わらないということだ。

A 菊地教育長

三谷議員のご指摘を十分に受けながら実施していきたい。子どもたちの水うがいの練習の様子を見て、本実施の開始日を判断しており、これからも徹底する。また、オラブリスに関する保護者への説明は、今後一層丁寧に説明をしていきたい。

Q 三谷議員

誤って飲用した場合急性中毒を起こす場合があると使用上の注意にある。「お茶の濃度と同じ」は問題であり、安全を強調しすぎだ。

Q 行政報告の内容を町の広報媒体で知らせるべきでは

A 内容により慎重に検討しながら進めたい

A 黒瀧建設課長

今回の指名停止を公表しないのは、競争入札指名停止事務処理要綱で指名停止を公表することになっていないから。今後、指名停止関係の事案は、指名選考委員会では要綱等の改正も含め検討していきたい。

A 片山町長

広報紙で何を知らせるかは見方によって相当変わってくる。今回はペナルティーを課す事案で、知らせるに当たっては相当慎重にやらなければならない。小さな町なので、それにより普段の住民生活に多少なりとも影響があるのであれば、人権を守る観点であえて公開しないほうがいい場合もあるのではないかな。今後、慎重に検討しながら進めたい。

Q 三谷議員

「ニセコ町議会だより」の「行政報告から」において、159号では字羊蹄の町有地における立木盗伐の記事、168号には競争入札参加資格者指名停止の記事が掲載された。この2件は議会において行政報告として報告されたものだ。町民に向けてこれらを情報提供しているか。

A 片山町長

町有地での立木伐採は、平成26年9月定例会での行政報告において事案の発生の報告をし、その後の経過も適宜、町議会へ行政報告

Q 三谷議員

してきた。町議会への行政報告をもって本件は情報公開したものと理解をしている。

A 林副町長

ラジオニセコはこれまで定例会の一般質問を放送してきたが、今回定例会の行政報告と執行方針も放送した。今後とも放送していきたいと考えている。

A 片山町長

広報ニセコの紙面は多くなく、内容選択する中で、議会だよりに掲載された場合は相当落としているのは事実だ。それぞれ別な情報だから、それぞれ出すということになると、広報紙自体も考え方を变える必要がある。言っている意味はよくわかり、検討したい。

Q 三谷議員

行政報告のラジオ放送は評価したい。内容選択するというが、重要な問題でありながらあえて避けていると思えてしまう。そこを検討してほしい。また、活字での情報提供が大事だと思う。



第1回 定例会審議結果 平成29年3月7日から3月16日

議 案	件 名	結 果	賛 否
承 認 第 1 号	専決処分した事件の承認について (平成28年度二セコ町一般会計補正予算)	承 認 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 1 号	監査委員の選任について ・小松弘幸氏を監査委員に選任することに同意	同 意 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 2 号	請負契約の締結について (平成28年度二セコ町簡易水道配水管移設工事(市街地区)その2)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 3 号	後志広域連合規約の一部を変更することの協議について ・後志広域連合で行う、広域化の調査研究に関する事務の見直し	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 4 号	指定管理者の指定について(二セコ駅前温泉「綺羅乃湯」) ・株式会社キラット二セコを指定管理者として平成32年3月31日まで指定	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 5 号	指定管理者の指定について(二セコ町学習交流センター) ・特定非営利活動法人あそぶっくの会を指定管理者として平成32年3月31日まで指定	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 6 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ・育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや介護時間制度の創設など	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ・育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや介護時間制度の創設など	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 8 号	非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 ・地域おこし協力隊、集落支援員の報酬の引き上げ	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 9 号	町税条例の一部を改正する条例 ・消費税の軽減税率制度の導入時期の延期に伴う所要の改正	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 10 号	二セコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例 ・農業委員会が行う各種証明や事務に必要な手数料の見直しによる引上げ	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 11 号	二セコ町水道審議会設置条例 ・将来の上下水道使用料及び水道事業運営形態等に関する事項を審議するために必要な審議会を設置	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 12 号	平成28年度二セコ町一般会計補正予算(24p参照)	原 案 可 決	賛成8/反対1
議 案 第 13 号	平成28年度二セコ町国民健康保険事業特別会計補正予算	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 14 号	平成29年度二セコ町一般会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 15 号	平成29年度二セコ町国民健康保険事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 16 号	平成29年度二セコ町後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 17 号	平成29年度二セコ町簡易水道事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 18 号	平成29年度二セコ町公共下水道事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 19 号	平成29年度二セコ町農業集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
発 議 第 1 号	「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」法案の国会提出に反対する意見書案(25p参照)	原 案 否 決	賛成2/反対7
意 見 案 第 1 号	北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書(25p参照)	原 案 可 決	賛成9/反対0

第2回 臨時会審議結果 平成29年5月12日

議 案	件 名	結 果	賛 否
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 受 理	
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 受 理	
承 認 第 1 号	専決処分した事件の承認について (平成29年度二セコ町一般会計補正予算)	承 認 可 決	賛 成 多 数
承 認 第 2 号	専決処分した事件の承認について (二セコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例)	承 認 可 決	賛 成 多 数
承 認 第 3 号	専決処分した事件の承認について (二セコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	承 認 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 1 号	町税条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 2 号	二セコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 3 号	平成29年度二セコ町一般会計補正予算 (24 p 参照)	原 案 可 決	賛 成 多 数

補正予算結果 (第1回・第2回)

第1回 定例会

近藤小学校校舎改修工事費ほかを計上

第1回定例会で、介護給付費等給付費や近藤小学校校舎改修工事費など、一般会計ほか1会計で、専決処分した分も合わせて合計6.810万5千円の増額補正を可決しました。

平成28年度 二セコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に6.190万2千円を増額し、予算総額46億6.312万5千円となりました。

・歳入	地方消費税交付金	483万1千円増額
	分担金及び負担金 (休日保育料)	1万1千円増額
	使用料及び手数料 (ごみ処理手数料)	243万2千円増
	国庫支出金 (地方創生推進交付金の減額、学校施設環境改善交付金ほか)	11万円増額
	道支出金 (公的精神科病院等運営費補助金ほか)	565万6千円増額
	寄付金 (ふるさとづくり寄付金)	305万5千円増額
	繰入金 (財政調整基金繰入金)	9.500万円減額
	繰越金 (前年度繰越金)	2.429万5千円増額
	諸収入 (健診事業受託収入)	67万9千円増額
	町債 (学校教育債ほか)	1億1.583万3千円増額
・歳出	総務費 (庁舎建設基金積立金ほか)	3.260万7千円増額
	民生費 (国民健康保険事業特別会計繰出金の減額ほか)	2.035万7千円減額
	衛生費 (火葬場機能向上改修工事費の減額、ごみ処理業務委託料ほか)	86万9千円減額
	農林水産業費 (青年就農給付金、堆肥センター修繕料ほか)	196万5千円増額
	商工費 (にぎわいづくり起業家等サポート事業補助金)	500万円減額
	土木費 (道路関係施設工事請負費ほか)	3.168万円減額
	教育費 (近藤小学校校舎改修工事費ほか)	8.630万4千円増額

平成28年度 国民健康保険事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に620万3千円を増額し、予算総額2億6.857万9千円となりました。

・歳入	繰入金 (一般会計繰入金ほか)	3.446万1千円減額
	諸収入 (後志広域連合過年度精算還付金)	3.972万6千円増額
	国庫補助金 (国民健康保険制度関係事業準備事業補助金)	93万8千円増額
・歳出	総務費 (広域連合負担金ほか)	620万3千円増額

第2回 臨時会

ローカルスマート交通最適化調査経費ほかを計上

第2回臨時会で、地域公共交通最適化検討業務委託など、一般会計で、専決処分した分も合わせて合計2,539万8千円の増額補正を可決しました。

平成29年度 ニセコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に2,539万8千円を増額し、予算総額43億3,539万8千円となりました。

・歳入	国庫支出金（地方創生推進交付金）	242万円増額
	道支出金（地域づくり総合交付金）	300万円増額
	繰越金（前年度繰越金）	1,651万円増額
	諸収入（コミュニティ助成事業補助金ほか）	346万8千円増額
・歳出	総務費（企業誘致セミナー経費ほか）	2,391万9千円増額
	民生費（ニセコハイツ施設修繕工事費補助）	121万9千円増額
	教育費（定時制高等学校一般備品）	26万円増額

その補正予算に質問！

第一回 定例会

近藤小学校の校舎 改修工事は必要か

齊藤うめ子議員 新入学児童数が増えなければ、校舎の改修は必要なかったのか。学校の将来を考えると、教室を増やさないと、工事費をもっと節約できなかったのか。

加藤学校教育課長 教

育委員会では、平成25年度から老朽改修を検討してきた。平成26年度になり、平成30年度の新入学児童数の見込みから、教室を一つ増やす必要があると分かった。複数の案を比較し、内部改修がよいと判断した。また、国の交付金対象工事を大きくしたいことなどを検討した。

菊地教育長 子どもた

討論

反対意見

齊藤うめ子議員 近藤

小学校は児童数20人で設計された学校と聞いている。新1年生の入学見込み数から4教室が必要というが、今後の児童数の推移がどうなるのか、もっと時間をかけて検討してほしい。子どもたちにも我慢してもらうことにならるが、その予算をほかの子育て支援に向けられないかと考え、補正予算に反対する。

賛成意見

竹内正貴議員 平成30

年度からの新入学児童が9名の見込みから、

普通教室を1クラス増やす必要があり、また築24年を経て傷みがか

なり出ていることから、平成29年度に工事を行うべく検討し、設計も行ってきた。国の補正予算で平成28年度事業の内示があり、教育委員会でも十分検討して補正事業と決めたものと思う。よって近藤小学校改修工事費を含む今回の一般会計補正予算に賛成する。予算執行にあたっては、今後とも効果的な執行を行ってほしい。

第二回 定例会

地域公共交通最適化検討業務の昨年度の成果と今後の取り組み

篠原正男議員 昨年度

から3年間の継続事業だが、成果は町民にどのように公表するのか。今年度アンケート調査を行うというが、聞き

取りなども入れて、しっかりした調査が必要ではないか。

山本企画環境課長 この3月末に28年度の事業が完了した。今後、町民講座等で公表していく。29年度はこの成果を踏まえ、デマンドバスを含めて、どの部分をどのように改善していくか、相当数の利用者へのヒヤリング調査も行いながらさらに調査検討して行く。

青羽雄士議員 3年間の事業であるが、今後は何をめざすのか。

山本企画環境課長 3年で総額1900万円の予算を見込んでいる。29年度後半には実証実験を行いたい、ヒヤリング調査の結果によつては30年度に取り組むことになるかも。運行方式もいろいろ検討していく。

片山町長 今ある課題

の分析ができたので、熟度をあげて検討する。

提案・意見書に対する審議・討論

「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」 法案の国会提出に 反対する意見書案

この意見書案は発議第1号として、三谷典久議員から提出された。

内容は、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正法案の国会提出に反対するもの。■本会議で審議の結果、賛成2 反対7で否決された。

「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書(案)

かつて国民の強い批判で、3度も廃案になった「共謀罪」法案を、政府は、3月上旬にも国会提出する構えです。国民の批判にあい、当初対象としていた676の犯罪から、犯罪計画が存在し得ない業務上過失致死罪や選挙法違反などを外す方向ですが、国民の思想・信条や言論・表現の自由が、大きく脅かされる危険性はなんら変わりません。

犯罪行為は、「実行された時のみ処罰される」というのが、近代の刑罰の基本です。ところが「共謀罪」が成立すれば、犯罪を実行していなくても「計画した」とか「相談した」だけで罰せられるおそれがあります。

しかも、法務省は2月16日、「目的が犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織犯罪集団に変わり得る」との見解を示しました。これまでの（組織的犯罪集団は）犯罪を実行することを目的とした団体に限られる（法務省）との立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールなどのやり取りの内容を捜査して、「犯罪集団」に一変していると捜査当局が判断すれば処罰の対象にされてしまいます。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も共謀罪の対象となることが明らかになりました。

昨年5月に「通信傍受法（盗聴法）」が改正され、薬物や銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪にまで拡大しました。「共謀罪」で盗聴を利用することについて、政府は「検討すべき課題」とまで答弁しています。

日本は、テロ対策の国際条約をすでに13も結んでいて、テロ対策の法律もあり、対策はできています。政府は当初「国際組織犯罪防止条約（TOC条約）批准のため必要」としていましたが、この条約は「マフィアなどによる経済犯罪を主眼」としており、何らテロ防止とは関係なく、この「共謀罪」法は必要ないことが国会論戦で明らかにされています。

多くの国民とともに、全国の弁護士会や、大学教授ら刑事法研究者、新聞各社社説が反対を表明しています。政府においては、国民の基本的な権利「内心の自由」を脅かす「共謀罪」の国会提出をおこなわないように求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します

反対討論

浜本和彦議員

今国会で、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が与党内で検討されていると、各種報道が行われています。このように報道されることでその内容が徐々に明らかになるとともに、法案の不確実な点の修正も協議されていると伝えられています。政府は、この法案の提案理由として2020年の東京オリンピック開催に向け、テロ防止の国際条約批准に向け、こうした法律の整備が必要であるとしています。

海外のみなさんに、安心安全な国として認識していた、多くの方に日本に来ていただく要件の一つとして、備えるべき法律の改正と考えられることから、この意見書の提出に反対します。

賛成討論

斉藤うめ子議員

政府が提出しようとしている「共謀罪」法案は、1942年12月札幌地方裁判所で軍機保護法違反の罪で有罪判決を受け、投獄されて犠牲となった宮澤弘幸さんの事件「宮澤、レーン・スパイ冤罪事件」を思い起こさせます。いま、特定秘密保護法ができ、政府はさらに「共謀罪」をつくって市民への監視を強めようとしています。

世界中でテロによる犯罪行為が行われている事実があり対策は必要ですが、これを口実とする「共謀罪」法案によって普通の人が行う犯罪とは無関係な行為まで監視され処罰の対象になる可能性があります。

憲法に規定する「思想の自由」や「言論の自由」のためこの意見書案に賛成します。

三谷典久議員

現在の社会は格差が広がり、弱者が犠牲にされる弱肉強食の社会です。その根本にある政治は、最低限の倫理観が欠如した嘘とごまかしの国会答弁で、民主主義の基本である議論が成立していません。物事の本質を見抜く目を持ち、社会の仕組みの間違ひを見抜き、政治家の言葉のうそを見破らなければなりません。この共謀罪法案には数多くの嘘とごまかしがあります。この法案の本質は「内心を罰すること」であり、警察当局が市民を常に監視し続ける社会を作る恐れがあります。この法案の危険性は、どのような政治的立場に立つ人であっても警戒すべき問題であり、この意見書に反対することは、この法案を認めることであり、自らの首を絞めることです。

北海道横断自動車道（黒松内・小樽間）の効率的・効果的な整備促進を求める意見書

意見書案第1号として、青羽雄士議員から提出された。

内容は、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進に関して、期成会としての要望を続けるとともに、地元としてさらなる事業の進展を求めるため、次の点を要望する。

- 1 事業着手している「余市・小樽間」の早期開通と小樽ジャンクションのフルジャンクションでの整備など当初計画どおりの整備実現
- 2 俱知安共和間（俱知安・共和）の早期着工
- 3 「黒松内・俱知安間」の調査促進

■本会議で審議の結果、賛成多数で可決された。

議 会 日 誌

2月

3月

- 6日 空蟬会新年会
(副議長出席)
- 10日 全町児童生徒スキー大会
(議長挨拶)
- 13日 議員協議会
羊蹄山麓正副議長会・町村長会合同研修、懇談会
(俱知安町 正副議長参加)
- 16日 後志町村議会議長会定期総会、研修会
(札幌市 議長出席)
- 21日 広域連合議会運営委員会
(俱知安町 議長出席)
- 27日 広域連合定例会
(俱知安町 議長出席)
- 28日 議会運営委員会
議員協議会
- 1日 ニセコ高校卒業証書授与式
(議長祝辞)
- 2日 ニセコ町功労者懇談会
(正副議長出席)
- 7日 第1回定例会(16日)
議員協議会
- 8日 議会運営委員会
議員協議会
- 9日 寿大学閉講式(議長挨拶)
- 13、14日 予算特別委員会

4月

- 15日 ニセコ中学校卒業式
(副議長出席)
- 21日 近藤小学校卒業式
(議長出席)
- 22日 ニセコ小学校卒業式
(副議長出席)
- 24日 幼児センター卒園式
(議長出席)
- 27日 ニセコ町農業推進会議
(議長出席)
- 3日 幼児センター入園式
(議長出席)
- 4日 北海道横断自動車道黒松内小樽間建設促進期成会小樽ジャンクションのフルジャンクション化緊急要望(小樽市・札幌市 議長出席)
- 12、13日 同緊急要望
(東京都 議長出席)
- 6日 ニセコ小学校入学式
ニセコ中学校入学式
(議長出席)
- 7日 近藤小学校入学式
(副議長出席)
- 7日 議員協議会
ニセコ町農民同盟定期総会
(議長祝辞)
- 11日 ニセコ高校入学式、振興会入会式
(議長祝辞)

5月

- 13日 国営農地再編成期成会総会
(副議長祝辞)
- 16日 自衛隊北部方面移動監視隊歓迎記念行事
(俱知安町 議長出席)
- 19日 議員協議会
寿大学開講式
(副議長祝辞)
- 20日 ようてい農業協同組合設立20周年記念式典・通常総代会
(俱知安町 議長出席)
- 9日 後志総合開発期成会理事会・定期総会
(俱知安町 議長出席)
- 10日 議員協議会
- 11日 後志町村議会女性議員協議会研修会
(議長挨拶)
- 12日 第2回臨時会
議会運営委員会
- 14日 東京ニセコ会
(東京都 青羽議員出席)
- 15日 ニセコビレッジ、ヒノデヒル起工式
(議長出席)

6月に定例会を開会します。
ぜひ傍聴にお越しください。

行政報告と一般質問は、ラジオニセコにて録音放送で聞くことができます。日程等はニセコ町ホームページでご確認ください。

編集後記

今シーズンの降雪量は本当に少なかったですね。このままで冬は終わらないだろうと思つて、いつドリ雪が降るかドキドキしていましたが、結局さほど降らずに終わってしまいました。

生活するには本当に楽な冬でしたが、リゾート地ニセコとしては、やはりお客様が期待するようなパウダースノーがもつと降って欲しかったというのが本音です。

このように、立場が変わるとその価値観が180度変わってしまうことがよくあります。近年、ニセコの急激なリゾート化によって、様々な場面で住民と観光客の間に同様なことが想定されます。そんな中でも「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを目指したいですね。

議会だより169号をお届けします。本号では第1回定例会(3月)、第2回臨時会(5月)を掲載しています。

(Y・K)



議会だより編集委員

- 委員長 三谷 典久
- 副委員長 斉藤うめ子
- 委員 篠原 正男
- 委員 木下 裕三